

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 6 年 9 月 30 日

長野市監査委員	下 平	嗣
同	川 上	馨
同	若 林	祥
同	市 川	和 彦

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和3年度 財政援助団体等監査(3監査第149号)		(長野市長分)		
指摘事項		当初措置状況 (4年度)	令和5年度の措置状況	担当課
(意見)4 加入促進について(報告書11ページ～12ページ)	共済会の会員企業数は近年減少傾向であるが、会員数は正規雇用以外のパート社員などの加入促進により微増している。 令和2年度末の市内の中小企業数は17,038事業所、中小企業雇用者数は146,909人であり、共済会の会員企業数は1,484事業所、会員数は16,540人である(市内の中小企業数及び中小企業雇用者数は、一般社団法人全国中小企業勤労者福祉センター推計値)。 共済会への加入率は、単純計算では事業所数で8.7パーセント、雇用者数で11.3パーセントにとどまっているが、独自の福利厚生制度を導入している事業所や家族のみの事業所を除いた実質的な対象事業所の数は不明であることから、商工労働課と共済会が連携して、新たに共済会に加入する可能性がある事業所がどの程度あるのか把握した上で、対象事業所の規模や特性に応じた効果的な加入促進の取組を行われたい。 また、共済会の会員は、従業員300人以下の事業所と定めているが、300人を超えた場合でも、共済会事業に関する規則に基づき、理事長が認めた場合は特例として会員事業所としており、現在、3事業所がこれに該当する(社会福祉法人長野市社会事業協会、社会福祉法人長野市社会福祉協議会、地方独立行政法人長野市民病院)。 それぞれの事業所は、入会当初は従業員数が300人以下であったが、その後300人を超えた以降も継続的に会員として認められてきたものと思われるが、特例規定の適用については、従業員数が年度により300人を前後するような一時的な場合に限るのが適当と思われる。 当該3事業所は従業員数が恒常的に300人を超えており、特例規定を適用することは適切ではないため、共済会の設立目的を踏まえ、会員資格の範囲やその運用方法について見直しをされたい。	300人を超える従業員を要する加入事業所については、事業に関する規則との整合が図れるよう運用方法について検討する。	統廃合や事業の拡大縮小などに伴う従業員数の変動に対応するため、当共済会に加入できる中小企業の従業員数については、関係規則を改正(令和5年4月1日施行)し、「入会時において従業員の数が300人以下の長野市内の法人及び個人の事業所をいう。」とし、整合を図った。	商工労働課
			未加入の企業については、共済会会報やホームページに加え、商工会議所だよりなどを参考に加入勧奨を行っている。新規事業所や未加入事業所情報を積極的に収集し、加入勧奨に努める。	